

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【公開番号】特開2018-67813(P2018-67813A)

【公開日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-016

【出願番号】特願2016-205611(P2016-205611)

【国際特許分類】

H 04 N	1/19	(2006.01)
H 04 N	1/04	(2006.01)
G 06 T	1/00	(2006.01)
G 03 B	27/50	(2006.01)
G 03 G	15/00	(2006.01)
G 03 G	21/00	(2006.01)

【F I】

H 04 N	1/04	1 0 3 E
H 04 N	1/12	Z
G 06 T	1/00	4 3 0 B
G 03 B	27/50	B
G 03 G	15/00	3 0 3
G 03 G	21/00	5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

搬送される用紙上に形成された画像を読み取る読み取部を備える画像読み取装置において、  
前記読み取部の読み取位置よりも搬送方向下流側に設けられ、搬送される用紙を前記読み取部の読み取面に向けて押す下流側押部と、

前記用紙の先端から前記用紙上に形成される印字位置測定用の基準画像までの距離が、  
前記読み取部の読み取位置から前記下流側押部までの距離よりも短くなるように、前記基準画像の印字位置を設定する印字位置設定部と、

を備えることを特徴とする画像読み取装置。

【請求項2】

搬送される用紙上に形成された画像を読み取る読み取部を備える画像読み取装置において、  
前記読み取部の読み取位置よりも搬送方向上流側に設けられ、搬送される用紙を前記読み取部の読み取面に向けて押す上流側押部と、

前記用紙の後端から前記用紙上に形成される印字位置測定用の基準画像までの距離が、  
前記読み取部の読み取位置から前記上流側押部までの距離よりも短くなるように、前記基準画像の印字位置を設定する印字位置設定部と、

を備えることを特徴とする画像読み取装置。

【請求項3】

前記下流側押部は、下流コロとして設けられることを特徴とする請求項1に記載の画像読み取装置。

**【請求項 4】**

前記下流側押部は、上下動可能に構成されることを特徴とする請求項 1 又は 3 に記載の画像読取装置。

**【請求項 5】**

前記上流側押部は、上流口口として設けられることを特徴とする請求項 2 に記載の画像読取装置。

**【請求項 6】**

前記上流側押部は、上下動可能に構成されることを特徴とする請求項 2 又は 5 に記載の画像読取装置。

**【請求項 7】**

前記印字位置設定部は、画像形成条件に基づいて、前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の画像読取装置。

**【請求項 8】**

前記印字位置設定部は、前記用紙の紙種に基づいて、前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする請求項 7 に記載の画像読取装置。

**【請求項 9】**

第 1 の種類の用紙と、前記第 1 の種類の用紙よりも坪量が大きい第 2 の種類の用紙を搬送可能であり、

前記第 2 の種類の用紙における前記基準画像の印字位置は、前記第 1 の種類の用紙における前記基準画像の印字位置よりも、用紙の内側寄りとなるように設定されることを特徴とする請求項 8 に記載の画像読取装置。

**【請求項 10】**

前記印字位置設定部は、前記紙種が所定の紙種であった場合に、自動的に又はユーザー操作による手動設定に基づいて、前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする請求項 8 又は 9 に記載の画像読取装置。

**【請求項 11】**

前記印字位置設定部は、前記用紙の画像印字領域に基づいて、前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする請求項 7 に記載の画像読取装置。

**【請求項 12】**

前記印字位置設定部は、前記画像印字領域が狭いほど、前記基準画像の印字位置を前記用紙の内側に設定することを特徴とする請求項 11 に記載の画像読取装置。

**【請求項 13】**

前記印字位置設定部は、前記用紙のサイズ、前記用紙に形成される画像のサイズ、印字倍率及び印字位置に基づいて前記画像印字領域を算出し、当該算出した画像印字領域に基づいて前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする請求項 11 又は 12 に記載の画像読取装置。

**【請求項 14】**

画像データに基づく画像を形成する画像形成部と、

前記画像形成部により用紙上に形成された画像を読み取る読取部と、

前記読取部の読取位置よりも搬送方向下流側に設けられ、搬送される用紙を前記読取部の読取面に向けて押す下流側押部と、

前記用紙の先端から前記用紙上に形成される印字位置測定用の基準画像までの距離が、前記読取部の読取位置から前記下流側押部までの距離よりも短くなるように、前記基準画像の印字位置を設定する印字位置設定部と、

を備えることを特徴とする画像形成装置。

**【請求項 15】**

画像データに基づく画像を形成する画像形成部と、

前記画像形成部により用紙上に形成された画像を読み取る読取部と、

前記読取部の読取位置よりも搬送方向上流側に設けられ、搬送される用紙を前記読取部の読取面に向けて押す上流側押部と、

前記用紙の後端から前記用紙上に形成される印字位置測定用の基準画像までの距離が、前記読み取部の読み取位置から前記上流側押部までの距離よりも短くなるように、前記基準画像の印字位置を設定する印字位置設定部と、  
を備えることを特徴とする画像形成装置。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1に記載の発明は、上記目的を達成するためになされたものであり、  
搬送される用紙上に形成された画像を読み取る読み取部を備える画像読み取装置において、  
前記読み取部の読み取位置よりも搬送方向下流側に設けられ、搬送される用紙を前記読み取部  
の読み取面に向けて押す下流側押部と、

前記用紙の先端から前記用紙上に形成される印字位置測定用の基準画像までの距離が、  
前記読み取部の読み取位置から前記下流側押部までの距離よりも短くなるように、前記基準画像の印字位置を設定する印字位置設定部と、

を備えることを特徴とする。

請求項2に記載の発明は、

搬送される用紙上に形成された画像を読み取る読み取部を備える画像読み取装置において、  
前記読み取部の読み取位置よりも搬送方向上流側に設けられ、搬送される用紙を前記読み取部  
の読み取面に向けて押す上流側押部と、

前記用紙の後端から前記用紙上に形成される印字位置測定用の基準画像までの距離が、  
前記読み取部の読み取位置から前記上流側押部までの距離よりも短くなるように、前記基準画像の印字位置を設定する印字位置設定部と、

を備えることを特徴とする。

請求項3に記載の発明は、請求項1に記載の画像読み取装置において、

前記下流側押部は、下流コロとして設けられることを特徴とする。

請求項4に記載の発明は、請求項1又は3に記載の画像読み取装置において、

前記下流側押部は、上下動可能に構成されることを特徴とする。

請求項5に記載の発明は、請求項2に記載の画像読み取装置において、

前記上流側押部は、上流コロとして設けられることを特徴とする。

請求項6に記載の発明は、請求項2又は5に記載の画像読み取装置において、

前記上流側押部は、上下動可能に構成されることを特徴とする。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項7に記載の発明は、請求項1～6のいずれか一項に記載の画像読み取装置において、  
前記印字位置設定部は、画像形成条件に基づいて、前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする。

**【手続補正5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項8に記載の発明は、請求項7に記載の画像読取装置において、  
前記印字位置設定部は、前記用紙の紙種に基づいて、前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする。

請求項9に記載の発明は、請求項8に記載の画像読取装置において、  
第1の種類の用紙と、前記第1の種類の用紙よりも坪量が大きい第2の種類の用紙を搬送可能であり、

前記第2の種類の用紙における前記基準画像の印字位置は、前記第1の種類の用紙における前記基準画像の印字位置よりも、用紙の内側寄りとなるように設定されることを特徴とする請求項8に記載の画像読取装置。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項10に記載の発明は、請求項8又は9に記載の画像読取装置において、  
前記印字位置設定部は、前記紙種が所定の紙種であった場合に、自動的に又はユーザー操作による手動設定に基づいて、前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項11に記載の発明は、請求項7に記載の画像読取装置において、  
前記印字位置設定部は、前記用紙の画像印字領域に基づいて、前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項12に記載の発明は、請求項11に記載の画像読取装置において、  
前記印字位置設定部は、前記画像印字領域が狭いほど、前記基準画像の印字位置を前記用紙の内側に設定することを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項13に記載の発明は、請求項11又は12に記載の画像読取装置において、  
前記印字位置設定部は、前記用紙のサイズ、前記用紙に形成される画像のサイズ、印字倍率及び印字位置に基づいて前記画像印字領域を算出し、当該算出した画像印字領域に基

づいて前記基準画像の印字位置を設定することを特徴とする。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項14に記載の発明は、

画像形成装置において、

画像データに基づく画像を形成する画像形成部と、

前記画像形成部により用紙上に形成された画像を読み取る読取部と、

前記読取部の読取位置よりも搬送方向下流側に設けられ、搬送される用紙を前記読取部の読取面に向けて押す下流側押部と、

前記用紙の先端から前記用紙上に形成される印字位置測定用の基準画像までの距離が、前記読取部の読取位置から前記下流側押部までの距離よりも短くなるように、前記基準画像の印字位置を設定する印字位置設定部と、

を備えることを特徴とする。

請求項15に記載の発明は、

画像形成装置において、

画像データに基づく画像を形成する画像形成部と、

前記画像形成部により用紙上に形成された画像を読み取る読取部と、

前記読取部の読取位置よりも搬送方向上流側に設けられ、搬送される用紙を前記読取部の読取面に向けて押す上流側押部と、

前記用紙の後端から前記用紙上に形成される印字位置測定用の基準画像までの距離が、前記読取部の読取位置から前記上流側押部までの距離よりも短くなるように、前記基準画像の印字位置を設定する印字位置設定部と、

を備えることを特徴とする。